

2013年2月28日

神戸女学院大学教職員組合

執行委員長 石川 康宏 様

神戸女学院教職員組合

執行委員長 澤井 鮎子 様

神戸女学院嘱託職員組合

執行委員長 西野 美香 様

学校法人神戸女学院  
理事長・院長 森 孝



就業規則等の変更に伴う意見書の提出について（依頼）

2013年2月27日開催の理事会において、下記1のとおり規則の改正が承認されました。  
つきましては、労働基準法第90条の規定により、貴組合のご意見をお聴きいたしますので、下記2の期日までに書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 添付資料

- ・授業超過担当手当支給規程（改正）
- ・神戸女学院大学任期制教員規程（改正）
- ・学校法人神戸女学院嘱託職員就業規則（改正）
- ・神戸女学院外国人教員採用規程（改正）

##### 2. 期日

2013年3月20日（水）

以上

授業超過担当手当支給規程新旧対照表

改正案		現行																																								
<p>授業超過担当手当支給規程 1991年3月28日 理事会制定</p> <p>(略)</p> <p>(授業超過担当手当の月額)</p> <p>第3条 授業超過担当手当は、担当時間が責任時間を超える時間数について1週間1時間の月額を次表のとおりとする。</p>		<p>授業超過担当手当支給規程 1991年3月28日 理事会制定</p> <p>(略)</p> <p>(授業超過担当手当の月額)</p> <p>第3条 授業超過担当手当は、担当時間が責任時間を超える時間数について1週間1時間の月額を次表のとおりとする。</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>責任時間</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学 (共通英語教育研究センター所属を除く)</td> <td>10時間</td> <td>大学非常勤講師(学部)相当額</td> </tr> <tr> <td>講義</td> <td>10時間</td> <td>大学非常勤講師(学部)相当額</td> </tr> <tr> <td>講義3時間以上10時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき</td> <td>11時間</td> <td>大学非常勤講師(学部)相当額</td> </tr> <tr> <td>講義3時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき</td> <td>12時間</td> <td>大学非常勤講師(学部)相当額</td> </tr> <tr> <td>大学 共通英語教育研究センター所属</td> <td>12時間</td> <td>大学非常勤講師(学部)相当額</td> </tr> <tr> <td>講義(実験・実技・レッスンを含む。)</td> <td>12時間</td> <td>大学非常勤講師(学部)相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		区分	責任時間	月額	大学 (共通英語教育研究センター所属を除く)	10時間	大学非常勤講師(学部)相当額	講義	10時間	大学非常勤講師(学部)相当額	講義3時間以上10時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき	11時間	大学非常勤講師(学部)相当額	講義3時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき	12時間	大学非常勤講師(学部)相当額	大学 共通英語教育研究センター所属	12時間	大学非常勤講師(学部)相当額	講義(実験・実技・レッスンを含む。)	12時間	大学非常勤講師(学部)相当額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>責任時間</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>10時間</td> <td>大学非常勤講師(学部)相当額</td> </tr> <tr> <td>講義</td> <td>10時間</td> <td>大学非常勤講師(学部)相当額</td> </tr> <tr> <td>講義3時間以上10時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき</td> <td>11時間</td> <td>大学非常勤講師(学部)相当額</td> </tr> <tr> <td>講義3時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき</td> <td>12時間</td> <td>大学非常勤講師(学部)相当額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		区分	責任時間	月額	大学	10時間	大学非常勤講師(学部)相当額	講義	10時間	大学非常勤講師(学部)相当額	講義3時間以上10時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき	11時間	大学非常勤講師(学部)相当額	講義3時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき	12時間	大学非常勤講師(学部)相当額	(新設)		
区分	責任時間	月額																																								
大学 (共通英語教育研究センター所属を除く)	10時間	大学非常勤講師(学部)相当額																																								
講義	10時間	大学非常勤講師(学部)相当額																																								
講義3時間以上10時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき	11時間	大学非常勤講師(学部)相当額																																								
講義3時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき	12時間	大学非常勤講師(学部)相当額																																								
大学 共通英語教育研究センター所属	12時間	大学非常勤講師(学部)相当額																																								
講義(実験・実技・レッスンを含む。)	12時間	大学非常勤講師(学部)相当額																																								
区分	責任時間	月額																																								
大学	10時間	大学非常勤講師(学部)相当額																																								
講義	10時間	大学非常勤講師(学部)相当額																																								
講義3時間以上10時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき	11時間	大学非常勤講師(学部)相当額																																								
講義3時間未満で実験・実習・実技・レッスンを担当するとき	12時間	大学非常勤講師(学部)相当額																																								
(新設)																																										
<p>附 則</p> <p>この規程は、2013年4月1日から施行する。(2013年2月27日改正)</p>		<p>(新設)</p>																																								

神戸女学院大学任期制教員規程新旧対照表

改正案	現行
<p>神戸女学院大学任期制教員規程 2005年5月12日 理事会制定</p> <p>(略)</p> <p>第6条 <u>削除</u></p> <p>(略)</p> <p>(責任時間)</p> <p>第11条 <u>任期制教員(第2条C項の教員でESLを主担当とするとき及び共通英語教育研究センター所属教員を除く。)</u>の授業担当責任時間は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 講義のみ担当するとき 12時間/週 (2) 講義3時間以上12時間未満で、実験・実習・実技・レッスン等を担当するとき 13時間/週 (3) 講義3時間未満で、実験・実習・実技・レッスン等を担当するとき 14時間/週</p> <p>2 第2条C項の教員でESLを主担当とするとき 16時間/週</p> <p>3 <u>共通英語教育研究センター所属教員 16時間/週(講義・実験・実習・実技・レッスン等含む。)</u></p> <p>4 担当時間が責任時間を超えた場合は、授業超過担当手当を支給する。 (教授会等への参加)</p> <p>第12条 任期制教員は、教授会の構成員とはしない。ただし、必要に応じて陪席を求め、その意見を徴することができる。</p> <p>2 学部教授会、科別教授会、<u>体育研究室教授会、共通英語教育研究センター教授会</u>については、それぞれの教授会の判断により、出席を認めることができる。ただし、教員の任免に関わる審議に加わることはできない。</p> <p>3 各種委員会委員への選出は、それぞれの教授会の判断によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(服務、安全及び衛生、災害補償、賞罰)</u></p> <p>第18条の2 <u>服務、安全及び衛生、災害補償、賞罰については、就業規則第18条から第24条、第28条の2から第30条、第37条、第38条、第40条から第42条、第43条、第44条から第45条の規定を準用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は、2013年4月1日から施行する。(2013年2月27日改正)</p>	<p>神戸女学院大学任期制教員規程 2005年5月12日 理事会制定</p> <p>(略)</p> <p><u>(守秘義務)</u></p> <p>第6条 <u>任期制教員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(責任時間)</p> <p>第11条 任期制教員の授業担当責任時間は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 講義のみ担当するとき 12時間/週 (2) 講義3時間以上12時間未満で、実験・実習・実技・レッスン等を担当するとき 13時間/週 (3) 講義3時間未満で、実験・実習・実技・レッスン等を担当するとき 14時間/週 (4) 第2条C項の教員でESLを主担当とするとき 16時間/週</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 担当時間が責任時間を超えた場合は、授業超過担当手当を支給する。 (教授会等への参加)</p> <p>第12条 任期制教員は、教授会の構成員とはしない。ただし、必要に応じて陪席を求め、その意見を徴することができる。</p> <p>2 学部教授会、科別教授会については、それぞれの学部・学科の判断により、出席を認めることができる。ただし、教員の任免に関わる審議に加わることはできない。</p> <p>3 各種委員会委員への選出は、それぞれの学部・学科の判断によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

学校法人神戸女学院嘱託職員就業規則新旧対照表

改正案	現行
<p>学校法人神戸女学院嘱託職員就業規則 1991年3月28日 理事会制定</p> <p>(略)</p> <p>(休職)</p> <p>第7条 嘱託職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職を命ずるものとする。</p> <p>(1) 業務外の傷病により、欠勤が引き続き1箇月を超えるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、常務委員会が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(休職期間及び復職)</p> <p>第8条 前条の規定により、休職を命じられた嘱託職員(以下「休職者」という。)の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号に該当する場合 休職期間は、2箇月とし、休職事由が終了したときは、休職者の願い出により復職を命ずることができる。<u>ただし、雇用期間の定めのない嘱託職員については、学校法人神戸女学院教職員就業規則第11条第1項第1号の規定を準用する。</u></p> <p>(2) 前条第2号に該当する場合 休職期間は、休職事由の内容により、常務委員会がその都度定める期間とし、休職事由が終了したときは、復職を命ずることができる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、2013年4月1日から施行する。(2013年2月27日改正)</u></p>	<p>学校法人神戸女学院嘱託職員就業規則 1991年3月28日 理事会制定</p> <p>(略)</p> <p>(休職)</p> <p>第7条 嘱託職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職を命ずるものとする。</p> <p>(1) 業務外の傷病により、欠勤が引き続き1箇月を超えるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、常務委員会が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(休職期間及び復職)</p> <p>第8条 前条の規定により、休職を命じられた嘱託職員(以下「休職者」という。)の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号に該当する場合 休職期間は、2箇月とし、休職事由が終了したときは、休職者の願い出により復職を命ずることができる。</p> <p>(2) 前条第2号に該当する場合 休職期間は、休職事由の内容により、常務委員会がその都度定める期間とし、休職事由が終了したときは、復職を命ずることができる。</p> <p>(略)</p>

神戸女学院外国人教員採用規程新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">神戸女学院外国人教員採用規程 1991年11月27日 理事会制定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、学校法人神戸女学院が外国人教員を採用するときの手続き及び外国人教員の雇用条件について定めるものとする。</p> <p>(外国人教員の種類)</p> <p>第2条 外国人教員とは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) コーベ・カレッジ・コーポレーションから推薦された中高部英語教員。契約期間は2年とし、中高部において引き続き任用する必要がある場合は契約を更新することができる。ただし、更新は1年契約とし、最初の契約から5年を限度とする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、2013年4月1日から施行する。(2013年2月27日改正)</u></p>	<p style="text-align: center;">神戸女学院外国人教員採用規程 1991年11月27日 理事会制定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、学校法人神戸女学院が外国人教員を採用するときの手続き及び外国人教員の雇用条件について定めるものとする。</p> <p>(外国人教員の種類)</p> <p>第2条 外国人教員とは、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) コーベ・カレッジ・コーポレーションから推薦された中高部英語教員。契約期間は2年とし、中高部において引き続き任用する必要がある場合は契約を更新することができる。ただし、更新は1年契約とし、最初の契約から6年を限度とする。</p> <p>(略)</p>

学校法人 神戸女学院  
理事長 森 孝一 殿

2013年3月28日  
神戸女学院大学教職員組合  
委員長・石川康平



就業規則等の変更にもなう意見書

学院経営・運営のご努力に敬意を表します。

2013年2月28日付で意見を求められました、授業超過担当手当支給規程（改正）、神戸女学院大学任期制教員（改正）、学校法人神戸女学院嘱託職員就業規則（改正）、神戸女学院外国人教員採用規程（改正）の件については、円滑な運用を期待いたします。

以上